

公示番号：19a00233

国名：インドネシア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：離島における持続的水産開発促進プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年8月上旬から2019年10月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 0.67M/M、合計 1.07M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	20日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限 7月17日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年8月2日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

インドネシアの実質 GDP 成長率は、近年概ね 5～6%と堅調であるが、経済成長に伴い、国内の所得間格差、地域間格差が拡大してきている。

このような状況の中、現政権が 2014 年に策定した「中期国家開発計画(2015 - 2019)」(Rencana Pembangunan Jangka Menengah Nasional (National Medium Term Development Plan) 以下「RPJMN」)においては、政府の役割の一つとして、国家の均衡の維持への貢献が掲げられており、地域間の開発格差の縮小、地方部における生活水準の改善が優先目標となっている。特に東西約 5,100km に及び群島国家であるインドネシアにとって、開発が遅れている周縁部離島の公共施設の整備や水産業振興による雇用創出は国内の安定に寄与する戦略的成長セクターと位置付けられる。

海洋水産省（以下「KKP」）では、RPJMN の優先課題として、国境付近の 15 離島で総合海洋水産センター（Sentra Kelautan dan Perikanan Terpadu (Integrated Marine and Fisheries Centre) 以下「SKPT」）の設置計画を進めている。KKP は同計画対象 15 島のうち、特に漁場が豊かで漁業開発の潜在性が高く、漁業に依存している 6 島（サバン、ナツナ、モロタイ、サウムラキ、モア、ビアク）の SKPT 及び市場の整備を日本政府に要請し、財政支援型無償資金協力「離島における水産セクター開発計画」が採択された。また、同計画に合わせて設計・計画・調達・施工の段階での本邦コンサルタントによる情報収集及び技術的助言を行う目的で財政支援無償「離島における水産セクター開発計画」にかかる情報収集・確認調査（2018 年～2021 年）を実施中である。

SKPT 設置計画は水産施設の整備に加え、離島経済活性化のため、水産物の高付加価値化や島外への流通等を整備するものである。KKP は、新規漁港又は既存漁港の改修・拡張や市場の整備を進めており、整備後の適切な SKPT・市場の施設運営、及び同施設を活用する漁民の漁業活動の活発化のための人材育成が急務となっている。かかる状況を踏まえ、インドネシア政府は、海洋水産省を実施機関 (C/P) とした「離島における持続的水産開発促進プロジェクト」（以下「本プロジェクト」）の実施を我が国に要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる協議議事録 (M/M) 締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握の上、他団員等と協議しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

また、担当分野の調査結果を報告書（案）に纏めるとともに、JICAによる全体の取纏めに協力する。

なお、調査時には JICA 事業におけるこれまでの調査結果・評価結果・教訓等を参考にし、効率的な協力・活動計画の策定に協力する。また、他団員と密に情報共有しながら、調査に重複がないように効率的な調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2019年8月上旬～8月中旬）

- ①要請書等から要請背景及び内容を把握する。
- ②プロジェクトに関する事前収集資料、当該分野に係る既存の文献、関係報告書、類似する事業等の報告書等の収集・分析・内容把握を行う。
- ③上記をもとにプロジェクトの Project Design Matrix（以下「PDM」）案、Plan of Operations（以下「PO」）案の検討を開始する。
- ④上記をもとに他団員と協力して現地調査で KKP 及び各島の SKPT プロジェクト実施ユニット（PIU）、漁業組合等の関係機関からヒアリング、情報収集すべき内容を検討し、調査事項ならびにヒアリング先等を整理する。
- ⑤調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2019年8月中旬～9月上旬）

- ①JICA インドネシア事務所、相手国関係機関等との協議・ヒアリングおよび現地調査に参加し、当該プロジェクトの担当分野に関わる協力計画策定及び事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- ②プロジェクトの対象候補地 6 島のうち、パイロット事業の先行実施が想定される 3 島（サバン、ナツナ、モロタイを想定）について現地調査を行い、プロジェクトの活動に係る協議に参加、詳細計画の策定を支援する。この際、必要に応じて Project Cycle Management (PCM)、PDM、PO、評価 5 項目等、JICA 技術協力プロジェクト管理・モニタリング手法等について説明を行う。
- ③調査の実施に際しては、対象地域の貧困率や社会階層の情報についても調査を行う。また、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを PDM に反映させる。具体的な PDM 反映に際してのステップは以下のとおり。

PDM への反映に際してのステップ

- ・プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定、設定する。
 - ・ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
 - ・ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
 - ⑤PDM 案、PO 案の作成に協力する。また、全体の取纏めに協力する。
 - ⑥担当分野に係る現地調査結果を JICA インドネシア事務所、インドネシア側関係機関等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2019年9月上旬～9月中旬）

- ①帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②プロジェクトを巡る状況分析や評価5項目の観点から、リスク管理チェックシート作成に係る必要情報を、他分野の団員の協力のもと取りまとめる。
- ③担当分野について、詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。その際、担当分野に係る調査結果、PDMの各種指標、指標入手手段の決定過程、設定根拠及び設定根拠及び5項目評価結果の詳細について記載する。
- ④評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)(和文、英文)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

次の①、②を添付し、2019年9月20日までに電子データをもって提出すること。

- ① 詳細計画策定調査報告書(評価分析担当部分)(和文)
- ② 事業事前評価表(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃(国際線)及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本⇒ジャカルタ⇒日本を標準とします。なお、航空賃(インドネシア国内線)は、契約に含みません。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年8月15日～2019年9月3日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括・離島開発政策(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 水産開発・離島振興(コンサルタント)
- エ) 評価分析(本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAインドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

必要に応じ、日本語もしくは英語⇄インドネシア語の通訳を提供

オ) インドネシア国内線の航空券手配
あり

カ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

キ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL:03-5226-8443）にて配布します。

- ・ 要請書（英）
- ・ 実施機関作成の各島の概要資料（インドネシア語もしくは英）および補足説明資料（日）
- ・ 各島のマスタープラン（インドネシア語）

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①本プロジェクトは暫定的にジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件に分類されており、ジェンダー視点に立った水産業バリューチェーンの関係者分析（男女別の役割など）、男女で異なる課題・ニーズを把握（男女双方からの情報収集）し、ジェンダーの視点に立った具体的な取組を組み入れるよう先方政府と協議予定です。また、対象地域の貧困率、貧困対策の必要性等、調査で確認を行うこととしています。このため、業務従事者はジェンダー調査・貧困調査に係る業務経験を有することが望ましい。

②業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ③現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAインドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上